

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

御 注 意

4 3 2 (1) 「3」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。  
 (2) 「6」欄には、交際費等に該当するものを含む科目については全て記載してください。  
 (3) 「7」欄には、交際費等に該当するものを含む科目については、租税特別措置法第66条第2号の規定を適用する場合に、同法施行規則第21条の4の規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。  
 (4) 「8」欄には、同法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。：「1」の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (5) 「9」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (6) 「10」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (7) 「11」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (8) 「12」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (9) 「13」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (10) 「14」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (11) 「15」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (12) 「16」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (13) 「17」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (14) 「18」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (15) 「19」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (16) 「20」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (17) 「21」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (18) 「22」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により  
 (19) 「23」欄には、次年度の連結親法人（資本又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。））の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤) × $\frac{50}{100}$	2		損金不算入額 (1)-(4)	5	
中小連結法人の定額控除限度額 $[(1)の金額又は800万円 \times \frac{12}{12}]$ 相当額のうち少ない金額	3				
法人名					計
科目		①	②	③	④
交際費	6	円	円	円	円
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
支出額の合計額	18				円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額	19				
差引交際費等の額 (18)-(19)	20				
同上のうち接待飲食費の額	21				
支出接待飲食費損金算入 基準の適用がある場合 $(20) - (21) \times \frac{50}{100}$	22				
同上以外の場合 (20の①)、(20の②)、 (20の③)又は(20の④) $(5) \times (20の⑤)$	23				